

子ども第三の居場所 「ミライエ（未来への家）」 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます）は、一般社団法人かがみ子どもプラザが、「ミライエ（未来への家）」（以下、「当施設」といいます）で提供することも第三の居場所の利用条件を定めるものです。

利用される児童及び保護者の皆さま（以下、「保護者等」といいます）には、本規約に従って、当施設をご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、保護者等と当団体との間の当施設利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第2条（当施設の目的・設立経緯）

当施設は、子ども第三の居場所として、子どもたちに明るい未来を描いてもらいたいと日本財団の助成を受けて始めた事業です。

誰一人望まない孤独や社会孤立のない地域づくりを目指します。。

第3条（子ども第三の居場所の提供場所）

当施設の子ども第三の居場所の提供場所は以下のとおりとします。

ミライエ（未来への家） 佐賀県唐津市鏡 2536-1

電話：090-4585-1123

第4条（利用対象者）

当施設の利用対象者（以下、「利用者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 小学1年～6年生で保護者からの利用申請書（以下、「同意書」といいます）を提出済みの児童
- ② 幼児で保護者同伴が可能な児童（玩具等の片づけができること）
- ③ 中学1年～中学3年の生徒
- ④ 高校1年～高校3年の生徒
- ⑤ 18歳未満の児童生徒

2,前項に関わらず、当団体は、対象以外の児童であっても、当団体が特に必要と認める場合には、当施設を利用することができるものとする。

第5条（利用申請書）

当施設を利用するには、その児童の保護者等が本規約に対する利用申請書の提出をしなければ

ればならない。

2.初めての利用時に持参していない場合、次回利用時に提出することでその日限り利用できるものとする。

第 6 条 (提供プログラム)

当団体は、以下のプログラムを提供します。ただし、当団体は、以下に挙げるプログラム以外のプログラムも提供できるものとします。

項目	内容
学習サポート	学習時間を設け、学校の宿題を中心にサポートを行う。
体験活動	子ども及び、保護者が参加できるイベントを実施する。
おやつ・補食	おやつと補食の提供を行う。

2.当団体は、運営上やむを得ない事由が発生した場合、施設の利用の全部又は、一部の中止もしくは変更することができるものとする。

3.当団体は、前項に基づき行った措置により発生した損害について、一切の責任を負わないものとする。

第 7 条 (利用料金)

当施設は、18歳未満の児童及び生徒の利用は無料とし、保護者利用時は500円からの寄附金で利用できるものとする。

2.当団体は、公式ラインやメールマガジン、ホームページ等で事前に通知を行った上で利用料金を改定できるものとする。

第 8 条 (長期休業中の利用料)

長期休業中の早朝利用(7:30~14:30)の場合、18歳未満の児童及び、生徒の利用であっても、別途料金(1時間当たり100円)を徴収することができる。

2.長期休業中であっても14:30以降の料金は無料とする。

第 9 条 (利用料金の減免)

当施設の利用について、当団体が、利用者の申告において必要と認めるときは、利用料金を減免できるものとする。

第 10 条 (開所日・開所時間)

(1) 本サービスを提供する日・時間

月曜~金曜 14:30~17:00 (補食希望者は17:30まで)

(2) 閉所日

土曜・日曜・祝日・お盆(8/13～8/15)・年末年始(12/29～1/3)及び当団体既定の休日(事前に、お知らせいたします。)

2. 当施設が、前項の規定に関わらず、必要と認める場合は、閉所日を変更し、又は、臨時閉所することができるものとする。

(警報発令時について)

暴風警報・大雨警報・大津波警報・特別警報のいずれかの警報が発令されている場合、原則自宅待機。やむを得ない事情で保護者送迎が可能な児童のみ受け入れるものとする。

その場合、開所閉所時間が変動する場合がある(その都度お知らせします。)

第 11 条 (サービス利用の停止について)

当団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、児童及び保護者に対し、施設の利用の停止及び、退所させることができるものとする。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 運営上不適切な行為をし、注意しても改善しない場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当団体がサービスを児童及び保護者に対し提供することが著しく困難と判断した場合

第 12 条 (同意書有効期間)

同意書の有効期間は、当団体が当施設に児童の入所を認めた日(以下、「登録日」といいます。)に応じ、以下の期間とする。

- (1) 登録日が幼児の場合：令和6年3月31日まで
- (2) 登録日が小学生の場合：令和6年3月31日まで
- (3) 登録日が中学生の場合：令和6年3月31日まで
- (4) 登録日が高校生の場合：令和6年3月31日まで

2. 当団体は、保護者同意書の提出済みの児童は利用可能だが、定員の上限に達した場合、利用を断ることができるものとする。

第 13 条 (保険の加入について)

利用者は、当団体の利用中に事故などが発生した場合に備え、任意で保険に加入することができるものとする。保険料(800円/年払い)及び加入時の手数料は、利用者が負担するものとする。

第 14 条（登録内容の変更について）

登録内容（住所等）に変更があった場合には、速やかに変更の届出をするものとする

第 15 条（緊急時の対応について）

当団体は、児童に事故やけが、体調が急変した場合には、保護者にお迎えを依頼することができるものとする。

2. 当団体は、医師の手当てが支給に必要であると判断した場合には、保護者へ連絡すると同時に、近隣の医療機関へ児童を連れていくことができるものとする。

3. 感染症等にり患中の児童は、また、感染症等により、学級・学年閉鎖した場合の該当する学級・学年の児童も本サービスを利用できないこととする。

第 16 条（補食・おやつを提供について）

本施設を利用中、児童はおやつや補食を摂ることができることとする。

2. 当団体が提供するおやつや補食についてのアレルギー対応は行わないものとする。

3. 補食の提供は、事前予約を必要とする。（利用日当日、午前中までに公式ライン又は電話にて受付）

第 17 条(SNS 等への写真掲載について)

当団体は、児童生徒及び活動中の写真等を SNS や日本財団への活動報告等に掲載できるものとする。

2. 保護者は、SNS 掲載分に関してのみ（活動報告書及び施設内掲示物は編集不可）顔の加工の実施を要求することができるものとする。（動画等に映り込み一部編集不可の場合があります。）

※活動報告書及び施設内掲示物は、外部に漏洩することはありません。

第 18 条（免責）

利用者は、自己の責任において当施設を利用するものとし、そのサービス利用してなされた一切の行為とその結果について、当団体の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。

2. 利用者は、サービスの利用により当団体の施設（当団体が所持する遊具等も含む）または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

3. その他、当団体が加入する保険の対象外の事項（当団体の職員又はボランティアスタッフが故意に児童生徒に損害を与えた場合を除く）について、当団体は、一切の責任を負わないものとする。

第 19 条 (守秘義務)

当団体は、以下の各号に掲げる場合を除き、本サービスを提供する上で知り得た児童、保護者及び、その家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

- (1) 保護者の同意がある場合
- (2) 児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- (3) 法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

第 20 条 (個人情報)

当団体は、本サービス利用者の個人情報を以下の目的のためのみ利用するものとする。

- (1) 児童及び保護者の本人確認のため
- (2) 入会時審査手続きのため
- (3) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等の対応のため
- (4) 緊急時の連絡のため
- (5) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (6) 本サービスの改善及び展開に係る調査及び研究のため
- (7) 上記の利用目的に付随する利用目的のため

2. 当団体は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づく個人情報の取り扱いと同等の義務を負わせるものとする。

3. 当団体は、第1項若しくは前項に定める場合又は法令で定められる場合を除き、利用者の同意を得ることなく、第三者に利用者の個人情報を開示、提供しないものとする。

第 21 条 (規約の変更)

当団体は、利用者の同意なく、本規約の変更をできるものとする。

2. 当団体は、本規約を変更した場合には、その変更内容を通知し、当団体が定める一定期間の経過後に新しい本規約の効力が生じるものとする。

附則

この規約は、令和5年10月1日から施工する。